

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1)「Vision - 物流から価値を」と「Mission - お客様から信頼されるファーストコールカンパニーとなること」、この二つに基づき中長期的な企業価値の向上を目指します。
- (2)当社グループは、コンプライアンスに則した経営を推進し、公正かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たします。
- (3)リスクを合理的に評価し、果敢な意思決定を行い、新規事業に絶えず挑戦し続けます。
- (4)株主、従業員、顧客、ビジネスパートナー、その他当社グループが関係する地域社会等の様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (5)取締役会、監査役会、内部監査等の機能を強化し、また持株会社としてグループ内の各子会社の経営管理を適切に行うためグループガバナンスを整備、推進します。

コーポレート・ガバナンスに関しては、企業の社会的使命を十分に認識し、株主の皆様の利益を損なうことがないよう取締役、監査役、従業員一同、忠実にその職務を果たしております。当社は、取締役会、監査役会、経営会議、営業推進会議、役員連絡会議、指名・報酬委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、企業価値向上委員会を設置するほか、執行役員制度を導入して業務執行と監督を分離し、取締役及び執行役員の執行権限と責任を明確にするなど、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。また、リスク管理部において、リスクの発生予防や早期発見に努めるほか、業務の標準化・文書化の推進、記録の管理、内部通報制度の導入など、リスク・マネジメントの強化を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しており、各原則の実施状況を「三井倉庫ホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下「当社ガイドライン」とします）及び「関連資料」として開示し、当社ホームページに掲載しております。

https://msh.mitsui-soko.com/csr/procurement_policy

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、下記もしくは下記記載の当社ガイドライン、関連資料をご参照ください。

<原則1-4>政策保有株式

関連資料「株式の政策保有及び議決権行使に関する方針」をご参照下さい。

<原則1-7>関連当事者間の取引

当社ガイドライン2ページ（株主の利益に反する関連当事者間取引の防止）をご参照下さい。

<原則2-6>企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社ガイドライン4ページ（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）をご参照下さい。

<原則3-1>情報開示の充実

当社ガイドライン4ページ<当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針>、<取締役、監査役報酬の決定に関する方針と手続>、同5ページ<取締役、監査役候補の決定に関する方針と手続>、同6ページ<取締役、監査役候補の個々の選任・指名についての説明>、関連資料「個々の取締役・監査役の選任・指名理由」をご参照下さい。

<補充原則4-1-1>経営陣に対する委任の範囲

当社ガイドライン6ページ（取締役会の役割・責務1）をご参照下さい。

<原則4-9>独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

関連資料「社外役員独立性基準」をご参照下さい。

<補充原則4-11-1>取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、<補充原則4-11-2>取締役・監査役兼任状況、<4-11-3>取締役会全体の実効性に関する分析・自己評価

当社ガイドライン5ページ<取締役、監査役候補の決定に関する方針と手続>、同10ページ（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）及び以下の説明をご参照下さい。

当社は、取締役及び監査役（社外役員を含む）から取締役会の実効性評価のためのヒアリングを実施いたしました。その結果、取締役会の規模、構成及び議論の状況については、社外役員と執行部署との意見交換を拡充する等、社外役員の提案を受け改善されており、概ね適正であることを確認しております。さらに、開催時間の見直し等、より議論が活発になるような取り組みを行っており、これらに対しても大変有効であると確認できましたので、今後も継続する方針です。

<補充原則4-14-1>取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社ガイドライン11ページ（取締役・監査役のトレーニング）をご参照下さい。

<原則5-1>株主との建設的な対話に関する方針

当社ガイドライン11ページ（株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針）と関連資料「株主との対話に関する基本方針」をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井生命保険株式会社	7,846,000	6.32
三井住友海上火災保険株式会社	7,005,000	5.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,944,000	5.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,313,000	3.47
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15PCT TREATY ACCOUNT	3,770,000	3.04
株式会社三井住友銀行	3,484,751	2.81
三井倉庫グループ従業員持株会	2,550,595	2.05
株式会社竹中工務店	2,484,000	2.00
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,402,000	1.93
EVERGREEN	2,244,000	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古橋 衛	他の会社の出身者											
中野 泰三郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古橋 衛	○	——	自動車会社の取締役を長年務め、会社経営者としての豊富な経験を踏まえた幅広い識見による適切な助言の実績から、引き続き社外取締役に選任しました。 また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。
中野 泰三郎	○	中野泰三郎氏は、株式会社タイアップの代表取締役社長であります。	飲料会社の取締役を長年務め、会社経営者としての豊富な経験を踏まえた幅広い識見による適切な助言が期待されることから、社外取締役に選任しました。 また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと考えられることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明

指名・報酬委員会が、指名委員会、報酬委員会双方の機能を担っています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査部門(リスク管理部)と定期的に会合し、監査計画、監査の実施状況に関して情報を交換し、監査の有効性を高めているほか、監査役会に監査スタッフを置き、監査の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菊地 麻緒子	弁護士													
須藤 修	弁護士													
小澤 元秀	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊地 麻緒子	○	——	東京地方検察庁検事に任官し、その後弁護士として米国及び国内の法律事務所では会社法等企業法務を専門として活躍し、また、日本マイクロソフト株式会社ではグローバル企業の日本法人の経営に携わる等、その国内外での幅広い経験と知識により、監査を通じ当社グループの企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言が期待できると判断し、社外監査役に選任しました。 なお、菊地麻緒子氏の戸籍上の氏名は権田麻緒子であります。 また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
須藤 修	○	須藤修氏は、須藤綜合法律事務所パートナー、株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役、株式会社プロネクサス社外監査役、京浜急行電鉄株式会社社外監査役であります。	会社法等関連法規を専門とする弁護士として、その識見に基づく当社グループのガバナンスの健全性及び透明性に関する有意義な助言の実績から監査業務が適切に行われると判断し、社外監査役に適任であると判断しております。 また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
小澤 元秀	○	小澤元秀氏は、リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社社外取締役監査等委員、日本水産株式会社社外監査役であります。	過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、複数の監査法人にて代表社員を、また、日本公認会計士協会の退職給付会計専門委員会委員も歴任される等、公認会計士として長年第一線で活躍されており、同氏の専門である国際会計に立脚した識見により、海外関係会社を含め当社グループ全体について、財務の健全性及び正確性の観点から監査業務を行ってきた実績から、引き続き社外監査役に選任しました。 また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

現在の役員報酬体系は、各役職別の基本報酬額に、業績連動部分を付加したものとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外役員(社外監査役分を含む)の別に各々の総額を開示しております。
 社内取締役に対する報酬 257百万円
 社外役員に対する報酬 54百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬額については、個々の報酬額の妥当性及び決定プロセスの透明性を一層確保するため、社外取締役を委員長とし他の社外取締役と社長及び会長を委員とする「指名・報酬委員会」において報酬額を決定し、その決定に従っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会に監査スタッフを置き、監査の充実に努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
田村 和男	相談役	社外活動に従事	常勤・報酬有	2017/6/23	1年 (最長 常勤2 年 非常勤 2年)
藤岡 圭	相談役	社外活動に従事	常勤・報酬有	2017/6/23	1年 (最長 常勤2 年 非常勤 2年)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2名
--------------------------	----

その他の事項

- ・当社は、取締役会の決議により、社長経験者2名を相談役として委嘱しております。任期は1年ですが、在任できる期間は最長で4年までとしております。
- ・その役割は、業界団体活動や公益的な活動など社外活動に従事しております。
- ・相談役には社内規程に則り報酬を支給しております。
- ・相談役は、経営上の判断に影響を及ぼす権限は持っており、社内での会議にも出席していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 取締役会

取締役会は社内取締役8名と社外取締役2名の合計10名で構成しております。取締役会長が取締役会議長として毎月1回定期的に取締役会を開催し、法令、定款、社内規定で定められている重要な意思決定及び業務執行取締役の執行状況の監督などを行っています。
- (2) 監査役会

監査役会は常勤監査役3名(うち社外監査役1名)と非常勤社外監査役2名の合計5名で構成しておりますが、監査役会に監査役スタッフを置くなど、監査の充実に努めております。監査役は、取締役会、役員連絡会議のほか重要な会議に出席し、取締役の執行状況の監督を行っております。
- (3)経営会議

経営会議は社長及び3名の役付取締役及び事業会社5社の代表取締役又はこれに相当する地位にある者のうち社長が指名した者(経営委員)により構成されております。代表取締役社長が主宰し、毎月2回の定期的開催において、当社グループの価値の最大化を実現することを目的として、(i)取締役会に付議すべき事項、(ii)経営全般に関する重要な事項、(iii)取締役会からその執行を経営会議に委任された事項について審議又は決議しております。
- (4) 営業推進会議

営業推進会議は社長、取締役のうち社長が指名した者、及び各事業会社5社の代表取締役社長又はこれに相当する地位にある者のうち社長が指名した者により組織され、毎月1回定期的に開催し、月次業績・当該四半期の見通しや予算管理、営業拡大及び横断的な営業推進等に資する情報を共有しております。
- (5) 役員連絡会議

役員連絡会議は取締役(社外取締役を含む)、監査役(社外監査役を含む)及び事業会社5社の代表取締役又はこれに相当する地位にある者のうち社長が指名した者により組織され、年4回開催し、当社グループの経営全般にわたる重要事項の周知、並びに当社グループの状況に関する

相互理解の促進のための情報交換を行っております。

(6)指名・報酬委員会

社外取締役2名と社長及び会長により構成され、社外取締役のうち1名を委員長として、取締役選任プロセスの客観性・透明性を高めるとともに、業績連動報酬額の妥当性・適正性を検証するなど、役員報酬決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

(7)リスク管理委員会

リスク管理管掌取締役を委員長として、四半期に1度開催し、当社グループのリスクの軽減を目的に、事業活動におけるリスクの適切な認識、当該リスクに対する対応方針の決定並びに当該対応方針の進捗及び成果の管理の実施、当該リスクの発生予防及び発生に備えた対応マニュアルの整備又は更新等を行っております。

(8)コンプライアンス委員会

社長を委員長として、四半期に1度開催し、当社グループの経営に影響を与えるコンプライアンス違反その他の問題発生時の対応協議、役職員の行動規範となるべき企業倫理規範の制定、コンプライアンス体制の構築、並びにコンプライアンス遵守の推進及びコンプライアンス違反の未然防止に努めております。

(9)情報セキュリティ委員会

情報システム管掌役員を委員長として、四半期に1度開催し、当社グループの情報セキュリティ管理に関わる体制の整備、活動の推進及び見直し等を行い、個人情報又は企業情報の保護を図っております。

(10)企業価値向上委員会

社外取締役、社外監査役、外部有識者により構成され、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある当社株式の大量保有提案を行う者が現れた場合、取締役会の恣意的な判断を排除し、株主共同の利益のために客観的な判断を行い、取締役会に対し必要な勧告を行うための独立した機関です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を推進し、経済性・効率性を追求するとともに、公正かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たしていくため、業務執行と監督の分離、相互牽制の強化及び社外取締役、社外監査役など社外有識者のチェック等が行えるよう、現行の企業統治体制を敷いております。

また、当社は、事業に係るリスクの発生を未然に防止し、問題点の早期発見及び改善を行っていくため、監査役、会計監査人及び内部監査人が緊密な連携を保ちつつ、それぞれの観点から定期的に監査を行う体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送。 平成30年6月27日開催の定時株主総会招集通知は5月30日にWEB開示し、6月6日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使ウェブサイトで、インターネットによる議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、東京証券取引所に提出するとともに、当社ホームページに掲載しています。
その他	当社ホームページに、株主総会招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに、ディスクロージャーポリシーを掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	下記の資料を掲載 決算短信(第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末) 決算情報以外の適時開示資料、コーポレートガバナンスの状況 決算説明会資料(第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末) (株主様向け)報告書(第1四半期、第2四半期、第3四半期、期末) ANNUAL REPORT(英文・和文)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、代表取締役専務取締役 中山 信夫 IR事務連絡責任者は、経理部長 藤井秀之	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、経営理念として「物流から価値を」をビジョン、「お客様から信頼されるファーストコールカンパニーになること」をミッションに掲げ、ステークホルダーの利益の最大化を図るとともに、社会貢献活動に積極的に取組み、「企業の社会的責任」を果たすことを表明しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社及び当社グループは、環境保全を経営の重要課題の一つとして位置付け、環境に配慮した事業活動を推進することにより、地球環境の保全に貢献し、社会から一層信頼される企業を目指すこととしております。 京都議定書が去る平成17年2月16日に発効し、倉庫業界においても、地球環境の保全と事業の両立を目指すグリーン経営の推進、環境改善への積極的な貢献が求められておりますことから、当社グループも積極的にこれに取り組んでおり、その結果として平成17年4月1日より、国土交通省のホームページに「グリーン経営推進事業者」として、当社及び子会社の各事業所の名称が公表されております。 また、交通エコロジー・モビリティ財団による「グリーン経営認証」に関して、平成30年3月末日時点で、陸運事業を営みます子会社・関連会社においては16ヶ所、倉庫施設等においては43ヶ所で取得しております。 また、平成18年6月に建替が完了した北名古屋市の西春事務所は、国土交通省より「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく優良施設との認定を受けております。 これに加えて、平成22年1月に完成した大阪茨木レコードセンターは、社団法人日本物流団体連合会の主催する第11回物流環境大賞において、物流環境特別賞を受賞しました。2017年11月に竣工した南本牧倉庫は、環境負荷の低減に配慮しCASBEE横浜（横浜市建築物環境配慮制度）においてランクAの評価を得る一方、同施設の事業計画は物流総合効率化法の定める「総合効率化計画」の認定を受けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを積極的に活用し、社会の一員として会社情報のタイムリーなディスクロースを行い、企業の透明性を高めアカウンタビリティ(説明責任)の向上に努めております。
その他	【女性登用の推進について】 当社は女性がやりがいを持ち、いきいきと様々な部署で能力発揮、キャリア形成できるよう、行動計画を策定し、積極的に取り組んでおります。今後4年間の目標は次の通りです。 1)採用者に占める女性の割合を35%以上にする。 2)管理職に占める女性の割合を10%以上にする。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループ各社の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループ各社は、諸法令・定款および社会規範の遵守、反社会的勢力との決別、環境保全への取組み、情報管理等に関するグループ企業倫理規範を定め、当社グループ各社の取締役及び従業員の行動規範とする。

当社のリスク管理部においてコンプライアンスの意識の向上を図るため当社グループを横断的に統括することとし、同部を中心に啓蒙・教育活動を行う。同部は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は定期的にコンプライアンス委員会、取締役会及び監査役に報告されるものとする。コンプライアンスの観点から疑義のある行為等については、早期発見・是正を図るため、当社グループ従業員が直接情報提供を行う手段として、当社がグループ共通のコンプライアンス・ホットラインの社内・社外通報窓口を設置・運営するとともに通報者が通報したことにより不利益を受けないこととする。

(2) 当社グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社グループ各社は、法令及び社内規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。当社グループ各社の取締役及び監査役は常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループ各社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社内に、当社及び主要なグループ会社のリスク管理責任者からなるリスク管理委員会を置き、グループ全体のリスク管理の状況を審議し、基本的な対応事項、方針等を定める。

コンプライアンス、環境、災害、品質、財務・経理、情報セキュリティ等に係る個別のリスクについては、それぞれのリスク管理を担当する当社グループ各社の部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社グループの横断的なリスク評価及び対応の推進は当社リスク管理部が行うものとする。

(4) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は当社グループの中長期の事業基本方針を策定し、当社は当社グループの予算管理、資金調達、資金管理等を一元的に行う。各事業領域において事業運営を担うグループ会社(事業会社)はその方針に基づき、自らが所管するグループ会社の運営も含め、自立的な成長を目指し事業運営を行う。その進捗、実績等については、当社が定期的に事業会社より報告を受け、達成状況の検証を行う。

(5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは目標の実現に向け、グループ企業倫理規範及びコンプライアンス基準を遵守し、社会の一員としての責任を果たす。

当社グループは、当社グループ各社の取締役または執行役員に法令順守、リスク管理にかかわる権限と責任を与え、各執行部門の責任者を指揮して企業集団の業務の適正を確保するための社内規程並びに体制を構築させ、当社のリスク管理部はこれらを横断的に推進、管理する。また、グループ会社各社の監査を行う。

財務、資金、ブランド、知的財産、人材、情報資産、不動産等は当社が一元的に管理することにより、当社グループの目標に適した事業運営の基礎的枠組みを維持する。

(6) 子会社の取締役、執行役員、従業員等の職務の執行に係わる事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループガバナンスに関する方針を定め、当社グループにおいて各社が負うべき責任及び権限を明確にする。グループ会社各社における重要事項は、当社取締役会の承認、あるいは報告を要することとする。また、当社は事業の進捗状況に関してグループ会社各社から定期的に報告を受け、取締役会その他会議にて協議する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築するため、主要業務のリスク分析及びそのコントロールに係る基本的な文書類を整備し、適正な手順を策定するとともに誤謬防止の方策等を講じる。また、当社グループ各社が自らそれら手順・方策等の実施状況を定期的にチェックし、不備が発見された場合にはそれを是正することとする。

更に、当社のリスク管理部が横断的に当社グループを監査し、それらチェック及び是正の結果についての確認を行う。

(8) 監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制、その従業員の取締役からの独立性、及び同従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、必要に応じて監査役の職務を補助する専任の従業員(監査役補佐人)を置き、同補佐人は、取締役の指示を受けることなく監査役及び監査役会が同補佐人に対する指揮命令権を有し、また同補佐人の任命、解任、及び人事考課については人事担当の取締役が監査役と協議の上、協議結果を尊重して決定することとする。

(9) 当社グループ各社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

当社グループ各社の取締役、執行役員または従業員は、当該会社もしくは当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当該会社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告することとする。

監査役に報告したことを理由として、当該報告者が不利益な扱いを受けることはないものとする。

(10) 監査役の職務遂行に要する費用の確保、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会あるいは監査役が監査を行うために社外の専門家へ調査、助言等を求めようとするときは、その費用が合理的なものである限り、当社が負担するものとする。

監査役は予め可能な限り年間監査計画を策定し、各対象会社あるいは部署に通知し、他方対象となった会社、部署は効率よく監査が行われるよう協力する。

監査結果に基づき、当社の監査役は当社グループ各社の代表取締役、監査役、会計監査人、内部監査部署及び関連部署各々との間で適時意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、公正且つ適法な事業運営を実現すると共に、事業を通じて社会的責任を果たしていくことを会社の基本方針としている。これを実現するために、全ての役職員が守らなければならない基本的な行動指針として、「企業倫理規範」を定めている。

(1) 企業倫理規範における反社会的勢力に対する取組み姿勢

1 当社グループは、社会の一員として反社会的勢力に対しては、断固として対決する。

2 反社会的勢力には一切の利益供与を行わず、また当社の取引対象から除外する。

3 業界、地域社会と協力して反社会的勢力の排除に努める。

4 警察等関係行政機関や弁護士と緊密な連携をとり、行動する。

(2) 社内体制の整備状況

1 対応総括部署

総務部とする。

2 外部の専門機関との連携

本社所在地を管轄する警察署と密接な連携を取ると共に、地区特殊暴力防止対策協議会へ入会し、企業に対する

特殊暴力を効果的に排除して被害を防止するよう努めていく。

3 反社会的勢力に関する情報の収集および管理状況

特殊暴力防止対策協議会の例会参加や会員配布の月刊ニュース等を通じ、情報収集やデータベースの構築に努めると共に、同業他社の総務関係者で構成される定期的会合等を通じて特殊暴力への対応等について情報交換を行い、情報の共有により連携して被害防止に努めている。

4 対応マニュアルの整備状況

「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、社内に周知している。

5 研修活動の実施状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会主催の定例研修会、講演、座談会等に参加し、対応担当者の暴力排除意識の高揚と排除活動を推進している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。従って、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策等のいわゆる買収防衛策の導入は現時点では予定しておりません。

当社の企業価値、株主共同の利益の確保または向上にとって不適切な者による当社の買収が試みられようとした場合には、多くの株主または投資家の皆様にとって好ましくない結果がもたらされることを防止する必要があるため、株主の皆様から負託された者の責務として、当社取締役会はこれを防止するための適切な措置をとります。その場合には、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、社内に設置する「企業価値向上委員会」（当社社外取締役及び社外監査役等で構成）が、当該買付行為または買収提案の当社企業価値、株主共同の利益への影響等を、独立した立場で慎重に調査、検討します。この結果を踏まえ、取締役会は、十分な審議をおこない、企業価値、株主共同の利益の観点から、株主の皆様にとっての最善策について結論を出すことといたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

(1) 適時開示情報取扱責任者及び担当部署について

当社の適時開示の情報取扱責任者は代表取締役専務取締役 中山 信夫が務めております。適時開示は、経理部が担当しております。

(2) 適時開示に係る社内体制等の状況について

情報取扱責任者及び担当部署は、取締役会及び経営会議、あるいは当社各部・室、グループ各社と連携して、情報を収集し、重要な会社情報について適時、適切な開示を行っております。

1 決定事実に関する情報

当社は、法令・定款・社規等の定めに従い、月1回開催される取締役会（必要に応じ臨時取締役会を開催）、又は毎月2回開催される経営会議において経営執行に係わる重要な意思決定を行っておりますが、適時開示が必要な重要事項と判定された案件は、決定され次第速やかに開示しております。

2 発生事実に関する情報

「内部者取引管理規程」の定めに従い、当社及び子会社において、適時開示が必要な重要事項に該当する可能性がある案件が発生した場合は、その事実を最初に知った当社各部門の情報管理者は、直ちに情報管理総括者である代表取締役専務取締役 中山 信夫に伝えます。情報管理総括者は、情報取扱責任者のほか、代表取締役社長、関係部署に連絡し、事実関係の確認、対応策の検討等を行います。同時に、情報取扱責任者は、適時開示が必要な重要事項か否かの判定を行い、重要事項と判定された案件は、確認され次第速やかに開示しております。

リスク管理部は、予め定められたルールに従い処理されたか否かを内部監査し、改善すべき点が発見されれば、直ちに改めることとしております。

3 決算に関する情報

当社は、決算の早期開示、現在は35日前後での発表に努めております。

決算情報は、外部、グループ各社、当社各部門より必要な情報を収集し、集計・精査して作成しておりますが、予め情報の収集手順・精査手順等を定め、所定の証憑書類を添付することにより、情報の正確性・真実性、精査の迅速性・有効性を高めることにしております。また、当社は、決算短信の主要な開示内容を会社法施行規則、会社計算規則及び金融商品取引法連結財務諸表規則等で定める様式と同一にしており、決算短信の開示前に、会社法計算書類及び有価証券報告書（四半期報告書）の主要部分について、公認会計士の監査を受けることにしており、決算短信の適法性、適正性を高めております。

(3) 重要な会社情報の管理

当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、適時開示が必要な会社情報（以下、重要情報という）の候補を認識、確認した時点をもって、以下のとおり、その管理を開始します。

- 1 情報管理総括者は、決算情報、決定事実及び発生事実に係る重要情報候補事項の取り纏め、管理を担当しております。
- 2 情報取扱責任者は、重要情報の候補事項について、経理部長の進言を受けた上で、適時開示が必要な会社情報に該当するか否かの判定を行い、社長にその結果を報告します。
- 3 情報管理総括者は、適時開示が必要と判定された重要情報について、指定日、公表予定日時等を重要情報管理台帳に記録し、以後重要情報としての管理を行います。
（適時開示が必要な会社情報に該当しなかった場合は、その旨を管理台帳に記入し、関係者に通知します。）
- 4 役職員は、業務上知り得た重要情報を業務遂行上必要な場合を除いて、他に伝達してはならないとされております。一方、業務遂行上必要な場合は、重要情報であることを相手方に告げ、厳重な情報管理を依頼します。
- 5 情報管理総括者は、重要情報が、公表またはその他の理由により、重要情報でなくなった場合は、関係者に対する通知等の必要な措置を行います。
- 6 他社の重要情報に関しても、上記と同様な措置を取ることにしております。

